

株主総会の決議について

平成17年の会社法施行により、株式会社の取締役の解任は、特別決議から普通決議(注1. 注2)に変更となっています。

これは、過半数の株主の支持を失った取締役を在任させておくべきではなく、株主の意向を強く反映させる方が効果的であるという考えに基づくものです。なお、有限会社は従来より普通決議で解任可能でした。

注1 解任の正当な理由がない場合、残りの任期の報酬を損害賠償請求される可能性がある

注2 累積投票制度で選任された取締役の解任は特別決議

今回は、株主総会の決議についての変更点を再確認します。企業経営の柔軟性を高め、環境変化に適切に対応するため、定足数の加減などの変更ができるようになっています。

変更する場合は、まず、定款を変えないといけなないので、特別決議が必要となってきます。

(1) 普通決議 (取締役の選任・解任、監査役の選任、決算の承認など)

定足数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
決議	出席した株主の議決権の過半数をもって決議

※**定款により、定足数の加減、排除が認められます**が、取締役・監査役・会計参与の選任決議・解任決議は、定款の定めによっても、定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に引き下げることはできません。

※**定足数排除**の定款については、「株主総会の決議は、会社法の規定にかかわらず、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する」とすればよい。

(2) 特別決議 (定款変更、事業の譲渡等、解散、合併、監査役の解任など)

定足数	議決権を行使することができる株主の 議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合には、その割合以上) を有する株主の出席
決議	出席した株主の 議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合には、その割合) 以上の多数をもって決議

※決議要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることができません。

(3) 特例有限会社の特別決議 (整備法14条3項、定款変更：商号変更、目的変更など)

定足数	なし
決議	総株主の 半数以上(頭数要件、これを上回る割合を定款で定めた場合には、その割合) かつ当該株主の 議決権の4分の3 以上の多数をもって決議

決議要件を加重して厳しくすることもできますが、決議が取れなくなる可能性が出てくるため特に変更する必要がない。(普通決議を特別決議と同様の3分の2にすることが可能)

定足数を下げるなどの条件緩和については、少数株主にとっては決議が取れるというメリットが出てくるかもしれませんが、過半数や3分の2以上持たれているオーナー株主にとっては特に変更する必要がなく、それよりも、議決権確保が重要ということです。